令和３年２月１５日公布

天龍村告示第３号

天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、天龍村内（以下「村内」という。）で事業を営む事業者が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要とされる取組の推進を支援するため、天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（平成9年天龍村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 村内で事業を営んでいる法人又は個人事業者

(2) 補助金の交付後も事業活動を継続する意思があること。

(3) 村税等を滞納していないこと。ただし、納付すべき者が納期限までに納付しないことについて特別な理由があると村長が認め、徴収を猶予した村税等を除く。

(4) 天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、村長が特別な理由があると認める者は、補助金の交付を受けることができる。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業は、村内の事業所において、従業員や利用者の感染防止対策として行う、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

1. 飛まつ感染を防ぐ取組
2. 室内の換気機能を向上させる取組
3. 密接な状況を回避するための取組
4. 従業員・利用者等の健康管理を行う取組
5. その他感染拡大を防止するために必要な取組

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、令和2年4月1日から令和3年3月19日までに補助対象者が感染防止対策のために必要な設備・備品・機器等を整備、購入するために要した費用とする。ただし、次の各号に該当する経費は補助対象から除くものとする。

1. 消耗品・既存の改修に要する経費（マスク、消毒液、フェイスシールド、手袋、ポスター、張り紙、ソーシャルディスタンス用の表示、仕切り用のフィルム、カーテン、網戸の張り替えなど）
2. 凡用性があり感染防止対策以外の目的で使用可能なものに要する経費（パソコン、タブレット端末　など）
3. 消費税及び地方消費税額を含む租税公課
4. 送料、手数料、保証料などの経費
5. 既存設備等の撤去、廃棄に係る経費
6. 設備等の導入、改修により新たに必要となる固定費用（電気料等）
7. 補助対象と同一の経費が、他の助成制度の対象になっているもの
8. 店舗兼住宅の場合は、住宅部分に導入した設備・機器等に要した経費
9. 事業対象期間内に支払が確認できない経費
10. リース及びレンタルに要する経費

（補助金の額及び交付回数）

第５条　補助金の額は、１事業所当たり対象経費（税抜）の４分の３相当する額とし、10万円を上限とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　第１項に定める補助金の交付は、一つの補助対象者につき１回のみとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付申請受付期間は、令和3年2月1日から令和3年3月26日までとする。

２　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項に定める期間内に、天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金申請書（様式第１号）により、村長に申請するものとする。

３　申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

1. 対象経費の額、その内容及び支払が確認できる書類（領収書の写し）
2. 導入した設備、機器等の仕様が分かるもの（カタログ、取扱説明書の写し等）
3. 防止対策の状況を確認できる写真
4. 導入した設備・機器等の写真

（補助金の交付決定等）

第７条　村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付決定通知書（様式第２号）により、不適当と認めるものについては天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金却下通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第８条　前条の決定通知を受けた申請者は、速やかに天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金請求書（様式第４号）に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

　（状況の調査）

第９条　村長は、補助対象者が講じている防止対策の状況を調査することができる。

　(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条　村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第７条の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消に係る返還金の額を決定し、天龍村新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付決定取消通知書兼返還金納付額通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　第３条に定める補助対象事業以外の目的で補助金の交付を受けたとき。

　（委任）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。